

第1章 基本的な考え方

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提出案） | 修正案（今回提出案） |
|-------------|--|---|---|
| 懇話会 (45) | 1 基本計画策定の背景 (1) 国際社会における取組 イ 国際人権規約等人権関係の諸条約 (中略) (記載なし) | <u>オ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）</u> 2015(平成27)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、持続可能な開発目標（SDGs）は、人権が大きな柱となっており、そのアジェンダの前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」とされています。 | <u>オ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）</u> 2015(平成27)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。 2030アジェンダの冒頭にある「誰一人取り残さない」のキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念を示しており、女性、子ども、若者、障害者、HIV感染者・エイズ患者、高齢者、先住民など脆弱な立場におかれた人々への取組を求めています。 なお、SDGsとして掲げられた目標には、例えば、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、目標4「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う」などが掲げられています。 |

第2章 人権問題の現状と課題

2 主な人権問題の現状と課題

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|------------|--|---|--|
| 懇話会 (2) | (1) 女性 (中略) (記載なし) | (記載なし) | このほか、2017年（平成29年）6月には110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改定され、女性のみならず、総合的な取組みを進めていくことが、重要であるとされています。 (以下省略) |
| 懇話会 (3) | (2) 子ども (中略) ……教職員による体罰、親等による子どもへの虐待、 <u>インターネットの出会い系サイト</u> などを利用した児童買春など、様々な問題が生じています。 | (中略) ……教職員による体罰、親等による子どもへの虐待、 <u>インターネット</u> などを利用した児童買春など、様々な問題が生じています。 | (中略) ……教職員による体罰、親等による子どもへの虐待、 <u>SNS</u> <u>などインターネット</u> を利用した児童買春など、様々な問題が生じています。 |
| 懇話会 (4) | (2) 子ども (中略) (記載なし) | (中略) 平成28年5月には児童福祉法等が改正され、子どもが権利の主体であることが明確になり、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るための措置が定められています。 | (中略) 2016（平成28）年5月には児童福祉法等が改正され、子どもが権利の主体であることが明確になり、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るための措置が定められるとともに、2019（令和元）年6月の改正では、 <u>親権者等の体罰禁止や市町村及び児童相談所の体制強化等が盛り込まれました。</u> |

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|-------------------------------------|--|--|--|
| 関係団体 (60) | (4) 障害者 (中略) (記載なし) | (中略) 本県においては、2014（平成26）年12月に制定された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が2016（平成28）年4月に施行され、法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとしています。 | (中略) 本県においては、2014（平成26）年12月に制定された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が2016（平成28）年4月に施行され、 <u>条約・法律と相まって、基本的な人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられること</u> や <u>障害者差別の解消など</u> 、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとしています。 |
| 関係団体 (62) | (6) ハンセン病患者・元患者等 (中略) (記載なし) | (6) ハンセン病患者・回復者等 (中略) このような状況から、平成21年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下、「ハンセン病問題基本法」という。）が施行され、ハンセン病患者・回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の推進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。 | (中略) このような状況から、 <u>2008（平成20）年6月</u> に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下、「ハンセン病問題基本法」という。）が <u>制定</u> され、ハンセン病患者・回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の <u>増進</u> 、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。 <u>また、2019（令和元）年11月に「ハンセン病問題基本法」が改正され、諸規定の対象に「ハンセン病の患者であった者等の家族」が追加されるとともに、国会及び政府は、ハンセン病回復者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病回復者家族等の名誉の回復、福祉の増進を図る、とする「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。</u> |
| 関係団体 (63, 67, 70) | (8) 同和問題 (中略) (記載なし) (記載なし) (中略) また、同和の名の下に不当な利益や義務なきことを求める、いわゆる「えせ同和行為」※31 も依然として横行しており、同和問題に対する県民の理解を妨げ、啓発活動の大きな阻害要因となっています。 | (中略) (記載なし) そして、2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が議員提案により制定されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。 (中略) (修正なし) | (8) <u>同和問題（部落差別）</u> (中略) <u>これまで、同和問題の解決をめざし長年にわたりさまざまな取組が進められてきましたが、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。</u> <u>このような中、2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。</u> この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。 (中略) また、同和の名の下に不当な利益や義務なきことを求める、いわゆる「えせ同和行為」※28 も依然として <u>起きて</u> おり、同和問題に対する県民の理解を妨げ、啓発活動の大きな阻害要因となっています。 |
| 懇話会 (24, 27, 29) 関係団体 (73) | (10) 外国人 (中略) 憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留・在住する外国人についても、等しく基本的な人権の享有を保障しているところであり、国・地方公共団体ともに、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。 | (中略) (削除) | (中略) <u>憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留・在住する外国人についても、等しく基本的な人権の享有を保障しているところであり、国・地方公共団体ともに、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。</u> |

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|--|---|---|--|
| | <p>しかしながら、言語が通じないこと、歴史的経緯、文化、生活習慣、価値観などの相互理解が不十分であることなどに起因した、地域社会や雇用の場などにおける外国人に対する偏見や差別の問題があります。また、近年、国際結婚によって増加している外国人配偶者や小中学校の外国人児童生徒などを取り巻く様々な問題が顕在化してきています。</p> <p>これらを踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく取組を推し進めるため、国においては、2006（平成18）年3月に「地域における多文化共生プラン」が策定されました。本県においても、国際交流関係者などから構成される「とやまの国際化を考える検討会」を同年6月に設置し、外国人にとって住みよい地域づくり、住民との共生などの課題や今後の取組のあり方等について検討しています。</p> | <p>国の外国人材受入れ拡大方針により、今後も外国人住民数の増加が見込まれる一方で、日本語能力の不足、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから、企業で働く外国人や、国際結婚による外国人配偶者、小中学校の外国人児童生徒など生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。</p> <p>また、近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的な問題となっており、国においては、その解消に向け、2016（平成26）年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定されたところです。</p> <p>県としても、地域で暮らす外国人の人権を守るために、国籍や民族が異なることによる文化的差異を正しく認識し尊重しながら、互いに住みよい地域づくりを推進することが重要です。</p> | <p>しかしながら、国の外国人材受入れ拡大方針により、今後も外国人住民数の増加が見込まれる一方で、日本語能力の不足、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから、企業で働く外国人や、国際結婚による外国人配偶者、小中学校及び高等学校に在籍する外国人児童生徒、留学生など生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。</p> <p>また、近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的な問題となっており、国においては、その解消に向け、2016（平成28）年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定されたところです。</p> <p>県としても、地域で暮らす外国人の人権を守るために、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共生が進むよう、意識啓発等に努めます。</p> |
| 関係団体 (74) | (12) インターネットによる人権侵害 (中略) (記載なし) | (中略) (記載なし) | (中略) また、通信関連業界4団体（(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟）においては、2006（平成18）年11月に「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（以下「契約約款モデル条項」）を公表する等の自主規制が行われており、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたこと等を受け、契約約款モデル条項の解説を改訂（2017（平成29）年3月）し、同条項で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」として、「いわゆるヘイトスピーチ」や「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどを示す情報をインターネット上に流通させる行為」が該当することが明確化されています。 |
| 懇話会 (31) パブコメ (75, 76, 77, 78, 79) | (記載なし) | (13) 性的指向、性自認 (中略) 「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で、多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致しています。例えば、「身体の性」が男性なら、「心の性」も男性というように、「身体の性」に違和感を持つことはありません。しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。（「性同一性障害」とは、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。） このような性的指向や性自認に係る人たちは、人口に占める割合が少ないことからセクシュアルマイノリティ（性的少数者）といわれ（このほか、LGBT、SOGI※31 などともいわれることもあります。）、男女の区分や異性愛を前提とした社会のなかで、性の多様性に関する周囲の理解が不足しているため、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。 | (中略) 「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で、多くの人は、「性自認」と「身体の性」が一致しています。例えば、「身体の性」が男性なら、「性自認」も男性というように、「身体の性」に違和感を持つことはありません。しかし、「性自認」と「身体の性」が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。（「性同一性障害」とは、医療機関を受診し、「身体の性」と「性自認」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。） 性的指向と性自認（SOGI※31）は、すべての人がもつ性の要素や属性を表します。自分の性のあり方について、「身体の性」と「性自認」に違和感がなく、異性を好きになる人を多数派としたときに、それに当てはまらない人たちは、人口に占める割合が少ないことから、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といわれます（性的少数者の総称や代表としてLGBT※31 という |

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|-----------------------------|--|--|---|
| | | <p>さらに、自身の性的指向や性自認を他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為（アウトティング）も問題となっています。</p> <p>（記載なし）</p> <p>性同一性障害者については、2004（平成16）年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、2008（平成20）年の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的、経済的負担が大きいこと等が指摘されています。</p> | <p>言葉も用いられます。性的少数者の人たちは、男女の区分や異性愛を前提とした社会のなかで、性の多様性に関する周囲の理解が不足しているため、偏見の目で見られ、嫌がらせやいじめ、差別的な扱いを受けることがあります。</p> <p>周囲の人や社会からの偏見や差別などによる生きづらさが、自殺念慮や自傷行為につながっていくことや、自殺未遂率が高いことも指摘されています。</p> <p>さらに、自身の性的指向や性自認を他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為（アウトティング）も問題となっています。</p> <p>このような中、本県では、「富山県いじめ防止基本方針（2014（平成26）年3月策定、2017（平成29）年6月改定）」や「富山県自殺対策計画（2018（平成30）年3月策定）」、「富山県民男女共同参画計画（2018（平成30）年3月策定）」等において、性的指向、性自認に関する施策が盛り込まれています。</p> <p>性同一性障害者については、2004（平成16）年に「性同一性障害者」の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、2008（平成20）年の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的、経済的負担が大きいこと等が指摘されています。</p> |
| <p>懇話会 (34) 事務局</p> | <p>(13) その他 (中略) 職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報の流出、マスメディアの興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、・・・ (中略) (記載なし)</p> | <p>(14) その他 (中略) (修正なし)</p> <p>(中略)</p> <p>ひきこもりについては、2015年（平成27年）4月に施行された「生活困窮者自立支援法」における自立相談支援機関においては、生活に課題を抱える方からの相談に幅広く応じており、ひきこもり状態にある方やその家族から相談があった場合は、ひきこもり地域支援センター等の関係機関と連携しながら、ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添った対応が必要とされています。</p> | <p>(中略)</p> <p>職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報の流出、一部マスメディアの興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、・・・ (中略)</p> <p>ひきこもりに関しては、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談等の取組を行ってききましたが、本県では、2012（平成24）年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として「ひきこもり地域支援センター」を設置しています。また、今後は、生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、さらなる支援の充実に努めます。</p> |

第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|---------------------|--|------------------------|---|
| <p>懇話会 (7)</p> | <p>人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。</p> | <p>(修正なし)</p> | <p>人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。</p> |
| <p>懇話会 (40)</p> | <p>1 学校における人権教育 (1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (中略) ② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進 互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動することの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。</p> | <p>(中略) (修正なし)</p> | <p>(中略) ② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進 互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動することの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる</p> |

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|-------------|---|---|---|
| | | | 教育活動や心のバリアフリーの教育を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。 |
| 懇話会 (36) | (5) 教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実 ① 悩みを受け入れる相談体制の充実 スクールカウンセラーやカウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。 | スクールカウンセラー（臨床心理士や精神科医等）やスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置や派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。 |
| 懇話会 (38) | 2 地域や家庭における人権教育 ④ 関係機関の連携の強化 地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、 <u>人権擁護機関</u> などの連携の強化に努めます。 | (修正なし) | 地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、 <u>法務局等の人権擁護機関</u> などの連携の強化に努めます。 |
| 懇話会 (39) | 5 県民一般に対する人権啓発 ④ 地方法務局や市町村等との連携強化 人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、富山地方 法務局や人権擁護委員連合会、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」※39 において、今後とも密接な連携を図っていきます。 | (修正なし) | 人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、 <u>富山地方法務局と富山県人権擁護委員連合会</u> 、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」※37 において、今後とも密接な連携を図っていきます。 |

第4章 重要課題への対応

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|-------------|--|---|---|
| 懇話会 (3) | 1 女性 (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実 被害者や各相談機関の相談員の意見などを参考にしながら、「 <u>女性への暴力根絶キャンペーン</u> 」の実施など意識啓発や学校での人権教育の充実を図り、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進するとともに、被害者からの相談受付体制や保護体制の充実強化、被害者の就業や住宅確保などの自立支援対策の充実強化を図ります。 | (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化 「とやまパープルリボンキャンペーン」の実施、啓発資料の作成・配付などによるDVの理解と防止に向けた取組みや若年層への教育・啓発を行い、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進します。また、被害者が自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援体制の強化を図ります。 | (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化 「とやまパープルリボンキャンペーン」の実施、啓発資料の作成・配付などによるDVの理解と防止に向けた取組みや若年層への教育・啓発を行い、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進します。また、被害者が自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援体制の強化を図ります。 <u>このほか、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまにおける電話相談・面接相談、同行支援などの取組みを着実に推進します。</u> |
| 懇話会 (8) | 3 高齢者 (6) 福祉のまちづくりの計画的推進 (中略) (記載なし) | (中略) 障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害者や妊産婦などの歩行が困難と認められる人利用証を交付するパーキングパーミット制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。 | (中略) 障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害者や妊産婦などの歩行が困難な方に利用証を交付する <u>富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度</u> の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。 |
| 懇話会 (19) | 4 障害者 (1) 障害及び障害者に対する理解の促進 (中略) また、学校において、福祉絵本や副読本の配布、特殊教育諸学校（33頁参照）との交流教育の推進などにより、児童生徒と障害児の相互理解を促進します。 | (1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (中略) また、障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。 | (中略) また、障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心と態度を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。 |
| 懇話会 (8) | (4) 住みよい生活環境の整備 (中略) | (中略) | (中略) |

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|---------------------------------|---|---|---|
| | (記載なし) | 障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害者や妊産婦などの歩行が困難と認められる人利用証を交付するパーキングパーミット制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。 | 障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害者や妊産婦などの歩行が困難な方に利用証を交付する富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。 |
| 懇話会 (22) | 7 犯罪被害者等 (記載なし) | (記載なし) | (3) 性暴力被害者等への相談・支援体制の充実 性暴力被害は、被害が潜在化する事例が多く、周囲の偏見・誤解等の二次的な被害を受ける事例も少なくない。 このため、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者等の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化の防止を図ることは重要であり、性暴力被害ワンストップ支援センターの相談・支援体制の一層の充実に努めます。 |
| 関係団体 (67) | 8 同和問題 (略) | (修正なし) | 8 同和問題（部落差別） (略) |
| 懇話会 (25) | 10 外国人 (1) 相互理解を深めるための啓発活動等の推進 ⑤ 外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないように、広く県民への共生の理念の普及啓発に努めます。 | ③ 外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないように、広く県民への共生の理念の普及啓発に努めます。 | ③ 外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないように、広く外国人住民を含む県民への共生の理念の普及啓発に努めます。 |
| 懇話会 (27) | (2) 外国人も暮らしやすい地域づくり ③ 在住外国人の児童生徒に対する適切な教育機会の提供と教育現場における配慮の徹底に努めます。 | ③ 県内の日本語教室に関する情報の一元化など、外国人の日本語学習機会の充実に努めます。 ④ 外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と、外国人保護者への進学に関する理解促進を図るとともに、教育現場における配 | ③ 外国人のニーズに合わせた日本語教育の充実や県内の日本語教室等に関する情報の一元化に努めることで、外国人の日本語学習を支援します。 ④ 外国人保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます。 |
| 懇話会 (26) | (3) 外国人の活動を支援するためのネットワークづくり ① (財)とやま国際センターを中心に、ボランティア、民間交流団体など外国人の活動を支援するためのネットワークづくりを推進し、在住外国人のネットワーク化や主体的な地域交流活動、地域参加を支援します。 ② 国、県、市町村等の関係機関の連絡調整を円滑に行うため、(財)とやま国際センターを中心に関係機関の連携を強化するとともに、外国人関係施策への在住外国人の意見の反映に努めます。 | ① (公財)とやま国際センターを中心に、外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築を推進します。 (削除) ② 市町村の多文化共生担当課を対象とした会議を定期的開催し、連携を強化するとともに、情報共有・意見交換により、外国人関係施策の充実に努めます。 | ① (公財)とやま国際センターを中心に、ボランティア、民間交流団体など外国人の活動を支援する人材・団体の育成とネットワークづくりを推進し、在住外国人のネットワーク化や主体的な地域交流活動、地域参加を支援します。 ② 国、県、市町村等の関係機関の連絡調整を円滑に行うため、(公財)とやま国際センターを中心に関係機関の連携を強化するとともに、外国人関係施策への在住外国人の意見の反映に努めます。 ③ 市町村の多文化共生担当課を対象とした会議を定期的開催し、連携を強化するとともに、情報共有・意見交換により、外国人関係施策の充実に努めます。 |
| 懇話会 (32) パブコメ (82, 83) | (記載なし) | 13 性的指向、性自認 (1) 性的少数者に対する理解の促進 性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれている人たちに対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、このような人たちが直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるため、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民への啓発に努めます。 | (1) 性的指向、性自認など性の多様性に関する理解の促進 性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれている人たちに対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、このような人たちが直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるため、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布、県の広報紙やホームページ等の活用等により、広く県民への啓発に努めます。 |

| 提 案 | 現 行 | 素案（第2回懇話会提示案） | 修正案（今回提出案） |
|-----|-----|---------------|--|
| | | (記載なし) | <p>(3) 企業への啓発</p> <p>性的指向や性自認にかかわらず、職場において行われる性的な言動により、労働者がその労働条件につき不利益を受けることや、労働者の就業環境が害されることは許されません。性的指向や性自認は全ての人に関係する概念であり、そのあり方は人によって様々であることから、職場においても性的指向や性自認への理解を深め、差別的言動や嫌がらせが起らないようにすることが重要です。そのため県の広報紙やホームページ等各種媒体を通じて、職場での偏見・嫌がらせの防止、相談窓口の案内など、労働者の働きやすい職場の実現に向けて企業への啓発に努めます。</p> |